

新潟県臨床検査技師会下越支部会則

- 第1条 この会は新潟県臨床検査技師会と称し、事務所を支部長所属の施設に置く。
- 第2条 この会の会員は、下越地区に居住または勤務する臨床検査技師、衛生検査技師の資格を有する者とする。
2. この会に名誉会員をおくことができる。
名誉会員は、この会に顕著な功績のあった者、又はこの会の発展に寄与した学識経験者から選ぶ。
尚、県技師会に於いて名誉会員の称号を受けた者は自動的に支部名誉会員とする。
3. 名誉会員は、会則に定めた会費を免除する。
- 第3条 この会は会員の技術向上、研鑽並びに相互の親睦を計ることを目的とする。
- 第4条 この会は前条の目的を達成するため必要に応じ次の事業を行う。
- (1) 研究・調査・発表会及び講習会
(2) 検査技術に関する情報交換
(3) 会員の福祉増進に対する計画の実施
(4) その他必要と認められる事項
- 第5条 この会に次の役員を置く。
- | | |
|------|-----------------|
| 支部長 | 1名 |
| 副支部長 | 1名 |
| 地区理事 | 若干名（内1名は会計を兼ねる） |
2. 役員は選出委員会に於いて選出し、総会の承認を必要とする。支部長は役員の互選とする。任期は2年とし再選は妨げない。
- 第6条 総会は年1回以上とし、支部長が招集する。
2. 決議事項は出席者の過半数の同意により決定する。
- 第7条 この会の会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とし、次年度総会に於いて会計の報告とする。
- 第8条 この会の会費は年額1,000円とし前納制とする。
- 第9条 この会に入会しようとする者は、当年度分の会費を添えて支部長に申し込むものとする。
- 第10条 この会を退会しようとする者は、その旨を支部長に届出なければならない。但し、既納の会費は返却しない。
- 第11条 この会の運営は、会費等を以って充てる。
- 第12条 この会則の変更は総会の決議によるものとする。

附則

1. この会則は昭和40年2月6日より施行する。
2. この会則は昭和59年3月24日より施行する。
3. この会則は平成7年3月25日より施行する。
4. この会則は平成12年4月1日より施行する。
5. この会則は平成21年4月1日より施行する。

下越支部役員選出規定

- 第1条 社団法人新潟県臨床検査技師会組織運営規定第4条1項及び支部会則第5条により役員選出は、この規定の定めるところによる。
- 第2条 下越支部役員選出委員会を設ける。
2. 委員の定数は5名以上とし、別表1の地区より選出する。
 3. 前項の委員は支部長が委嘱する。
 4. 役員選出委員長は委員の互選により選出する。
 5. 委員の任期は2年とする。

別表1

選出委員	県常任理事	県理事	監事	生涯教育委員	地区理事	選出地区
各地区 1以上 合計 5以上	1名	2名	1名	1名	2以上	村上市 胎内市
					5以上	新発田市
					2以上	阿賀町 阿賀野市 五泉市

推薦理事 若干名

- 第3条 理事・監事・生涯教育委員等の選出は別表1によるものとし、役員の選出方法は役員選出委員会に委ねる。
2. 県理事・県常任理事は地区理事より選出する。
 3. 支部長推薦の理事を置くことができる。
- 第4条 役員の選出結果は支部総会の承認を得る。
- 第5条 この規定は理事会の決議を経なければ変更できない。

附則

1. この規約は平成7年4月1日より施行する。
2. この規約は平成21年4月1日より施行する。